

◎市長（角光雄君） ただいまの小川議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

特に財政問題でありますので、私にとっても市長になりましてからはやはり財政問題というのは一番重要であるというふうな認識の中で、全国に先駆けまして貸借対照表を設けたわけであります。ところが、国の指導によりますと、もう同じ資産でも道路の建設においては昭和44年以前につくったものはもう財産でないと、認めないというようなことがあります。まして、いろいろと大変苦勞して貸借対照表をつくってきたんです。今でも、やはり国の指導によって貸借対照表をつくると、どうも我々においては腑に落ちない点が多々ございます。

でも、一応踏み切った以上、貸借対照表をつくって、市民の皆さんが今の白山市の財政事情を理解できる、そういうようなことを考えますと、これを存続していきたいということで努力しております。

また、行財政改革というのは、常に行わねばならない大きな問題ですけれども、急激にやはり私は地方行政として行うということになりますと、非常に混乱が起きることも幾つかあることは私も長年の議員生活の中から感じ取っております。ですから、しっかりと、徐々に行財政改革というものを行っていくことが必要である、そしてまた市民の皆さんにその理解をいただけるような方策を講じていくことも我々執行部としての務めだと、こんなふうに思っております。

そういう質問の中から、新地方公会計制度についての御質問にお答えをいたしたいと思います。

本格的な地域主権の時代を迎え、これまで以上に自己決定、自己責任に基づく自治体経営が求められております。こういったことから、政策決定能力の強化と市民へのわかりやすい情報提供が必要となっております。

こうした中、今定例会初日の行政改革特別委員会委員長報告の指摘事項にもありましてとおり、公会計制度の導入は必然的なことと考えております。本市も、いち早く普通会計を対象に財務諸表を作成、公表したところであります。

財務諸表の利用方法については、資産や債務の管理、行政コストの管理、政策の評価、職員の意識改革などに有効に活用することと考えております。

次に、一部事務組合や第三セクターを含めた連結した財務諸表の作成見通しについてであります。

一部事務組合につきましては、作成の取り組みがおこなわれていることなどから、組合に対しては早急な着手を要請するとともに、市全体の財務事情をあらわす連結した財務諸表については、今年度は特別会計及び企業会計までを連結することといたし、来年度には第三セクター等を含めた財務諸表の作成など、段階的に進めていきたいというふうに思っております。

それは先ほど申しましたように、やはりこうした一つの改革というものは急激にするのではなく、しっかりと地に足がついたような中で行っていく、このことが行政にとって一番大切なことだと私は思っております。

いずれにいたしましても、財務諸表の作成及びその活用は、行財政の効率化、適正化に有用であることから、積極的に取り組むことについては間違いなく行っていきたいと、こんなふうに思っております。

平成22年 6月 定例会（第2回） - 06月14日 - 02号 - P.26

◎副市長（北田慎一君） 小川議員の公有財産台帳整備の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

市が所有する公有財産のうち、特定の行政目的のために所有する行政財産や、一般的に所有する普通財産の分類等につきましては、合併前の各自治体における分類基準が必ずしも統一されたものでなく、またその把握も十分でなかったことから、平成20年3月の行政監査での御指摘を受けるとともに、小川議員からも御質問をいただいたところであります。

こうしたことから、平成20年度に本庁及び支所関係職員でワーキンググループを立ち上げ、財産管理の一元化に向けて、様式や財産区分などの問題点の整理を進め、平成21年度には統一した財産分類表を策定し、白山市名義の土地2万860筆すべてをゼロベースで点検し、公簿台帳と照合するとともに、必要に応じて現地調査を行うなどの確認作業を行ったところであります。

また、建物約700施設についても、同様に洗い出し確認作業を進め、平成21年度で管理台帳様式の統一化とデータ整理が完了したところであります。

今後におきましては、新たに財産管理システムを導入し、適正な財産管理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、売却可能資産についてであります。市では所有する公有財産のうち、財産台帳整備の分類・確認作業を通じて、施設の統廃合等により将来的な土地利用計画がない財産を売却可能資産としてリストアップし、その内容は、美川和波地内の土地など18件、104筆で、面積は11万5,299.52平方メートル、土地の試算評価額は約7億6,000万円と見込んでいるものであります。

これらの売却可能資産の処分については、市広報、市ホームページに掲載するとともに、地元地域へ売却案内を行ったところであります。

また、昨年10月には、松任石川宅建事業協同組合並びに石川県宅地建物取引業協会と「市有地売払処分の媒介に関する協定」を締結し、同協会へ情報提供するなど、資産の売却推進を図っているところでもあります。

今後におきましても、新たな売却可能資産の調査を行いながら、売却処分による一般財

源の確保に資してまいりたいと考えているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

以上であります。

平成22年 6月 定例会（第2回） - 06月14日 - 02号 - P.26

◎副市長（魚直樹君） 私のほうからは、初めに資産・負債額の圧縮に関する質問についてお答えいたします。

資産額及び負債額がいずれも全国平均より上回っているという御指摘でございますが、その主な要因といたしましては、やはり1市2町5村という8つの自治体による大変大きな規模の合併であったということでございまして、行政区域が広大なこと、また類似の施設が数多くあり、その財源としても地方債を発行していることによるものでございます。

合併後におきましても、市民が必要とする学校施設など、都市基盤の整備に合併特例債等を活用し実施したことから、資産・負債ともに増加したものでございます。

資産・負債の圧縮につきましては、さきに北田副市長が答弁いたしましたとおり、売却可能資産の処分を進めるとともに、売却益の一部を財源とし、地方債の繰上償還を実施するなど、債務の圧縮に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成19年度の行政監査報告書と貸借対照表に計上された土地の整合性等についてお答えいたします。

今回の貸借対照表は、総務省方式改訂モデルに準拠し、先ほど市長が申し上げましたとおり、昭和44年度以降の決算統計データをもとに、昭和44年度以降に取得した資産を対象とし、価格については当時の取得価格を基礎といたしております。

したがって、昭和43年度以前に取得した資産については反映されておらず、また売却された土地につきましても資産からは控除されておりません。こうしたことから、行政監査報告書との間に差異が生じているものでございます。

なお、貸借対照表上の売却可能資産につきましては、昨年まとめました売却可能資産リストに基づき、固定資産評価額を基礎として算出したものであり、御理解をお願いいたします。

以上でございます。